

# 秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和3年11月1日時点)

## 1 活動方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、

① 密閉、密集、密接の「3密」を避ける。

② こまめに手洗いや消毒を行う。

③ 周囲の人との間隔をあける。

④ スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する、などの感染症対策を徹底する。

## 2 基本的な留意事項

- (1) 活動前に必ず検温や健康観察を励行し、熱や息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合には、参加を見合わせること。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数が集って密集した活動になることを徹底して避けること。
- (3) 活動の前後に、石けんによる手洗いやアルコール等による手指消毒を行い、必要に応じて多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用すること。
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあけ、大声や鳴り物を控えること。
- (7) 活動途中に集団でまとまって食事を摂らないこと。
- (8) 練習等において、審判を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な感染症対策を講じること。

## 3 県外での活動及び県外チームとの交流について

- (1) 県外の大会等への参加については、保護者の承諾を得た上で、慎重に判断すること。  
なお、参加する場合には感染防止対策を徹底すること。
- (2) 練習試合や遠征及び県外のチームを招いての活動などを行う場合は、対戦チームが所在する都道府県のコロナ禍におけるスポーツ少年団活動の方針等を踏まえた上で計画すること。なお、感染防止対策を徹底すること。
- (3) 帰県後は、十分な健康観察期間を設けること。

## 4 県内での活動について

- (1) 練習を行う際は、感染防止対策を徹底した上で、可能な限り時間短縮を検討するなどし、合理的な活動を心がけること。活動時間や休養日については、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」に準拠すること。
- (2) 大会等への参加、県内チーム同士の練習試合や合同練習など、他団との交流を行う場合は、保護者の承諾を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

## 5 その他

- (1) 大会等への参加や遠征等の他団との交流の実施において、その判断に迷った場合は、スポーツ少年団を所管する当該市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課に連絡・相談すること。
- (2) 会場への移動・食事・宿泊、更衣室の利用時などにおいても、団員、指導者等の感染防止対策を講じること。
- (3) 大会参加チームの関係者等に感染者が確認された際、大会主催者と参加チームの間で十分協議した上で、感染拡大を防止する観点から、感染防止対策を十分に講じることができないと判断した場合は、大会への参加の取りやめについて検討すること。
- (4) 中央競技団体は、隨時「競技別ガイドライン」の改訂を進めており、その動向を常に注視し、最新の感染防止策を講じること。
- (5) このほか、市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の順守を最優先すること。

※アンダーライン部分が、今回の主な変更点